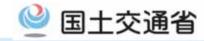


資料-2

### 流域治水の充実について~流域治水関連資料~ (グリーンインフラ、リスクマップ、住民参加)

### 令和4年3月9日

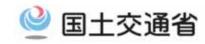
「流域治水」の施策のイメージ



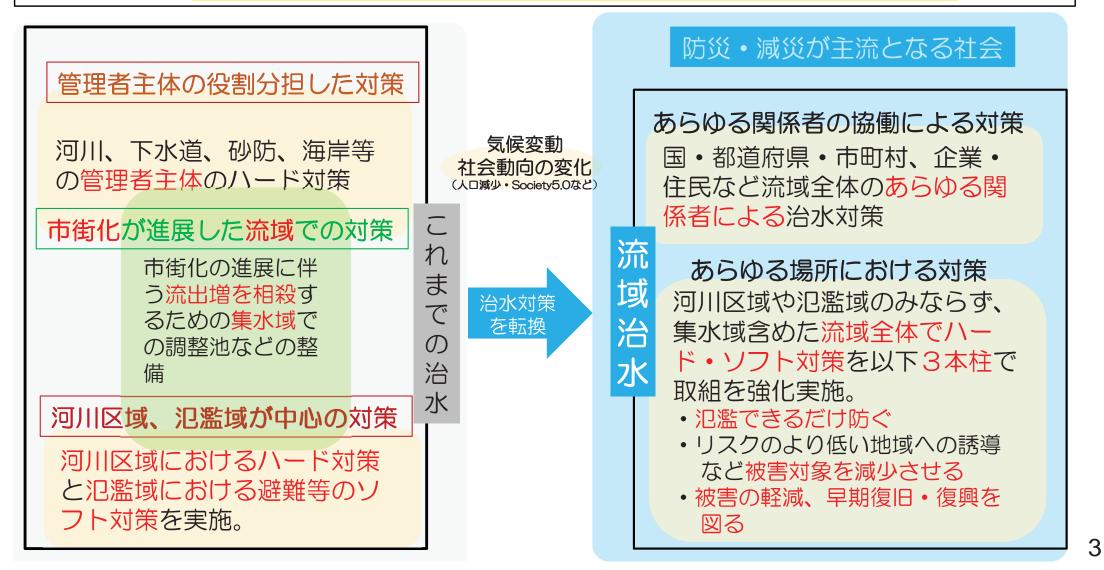
- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、<mark>河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、</mark> 「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフトー体で多層的に進める。



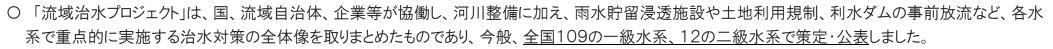
### 「流域治水」へ転換



〇都市化の進展への対応に主眼をおいた総合治水や、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
 〇今後、これらの取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



## 流域治水プロジェクト ~一級水系(109水系)、二級水系(12水系)で策定・公表~

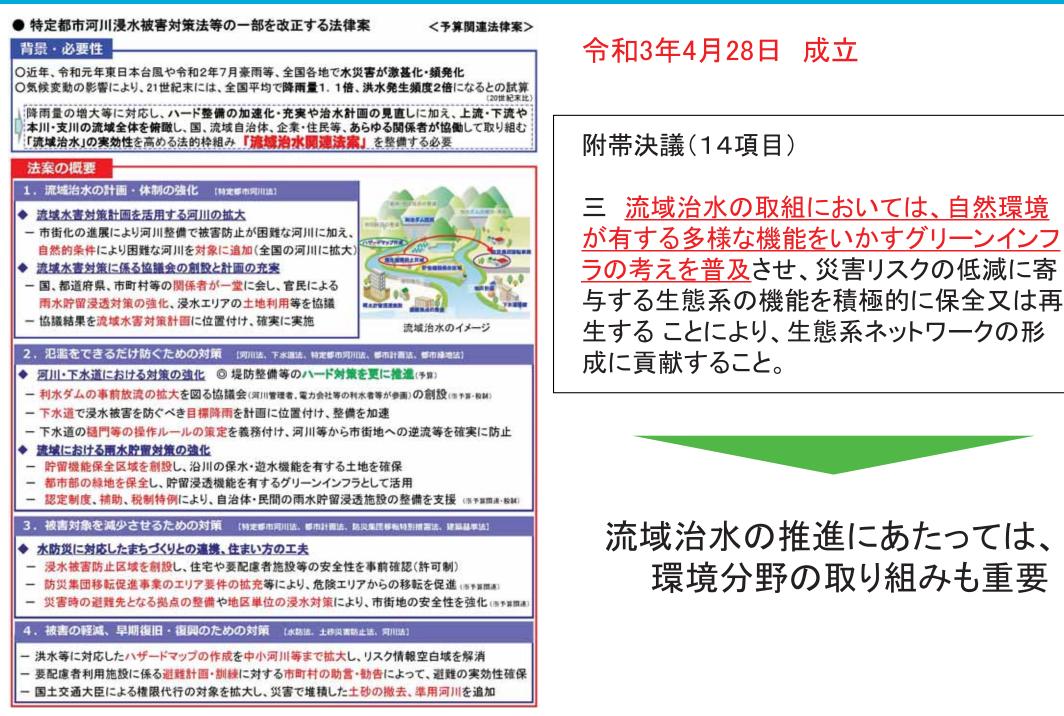


- 本プロジェクトのポイントは、①様々な対策とその実施主体の見える化、②対策のロードマップを示すとともに各水系毎に河川事業などの全体事業費の明示、
  ③協議会によるあらゆる関係者と協働する体制の構築を行ったことです。
- 今回、<mark>各種取組の充実に加え、グリーンインフラ、水害リスク情報、住民参加などの取組について充実</mark>を図ってまいります。

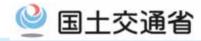


国土交通省

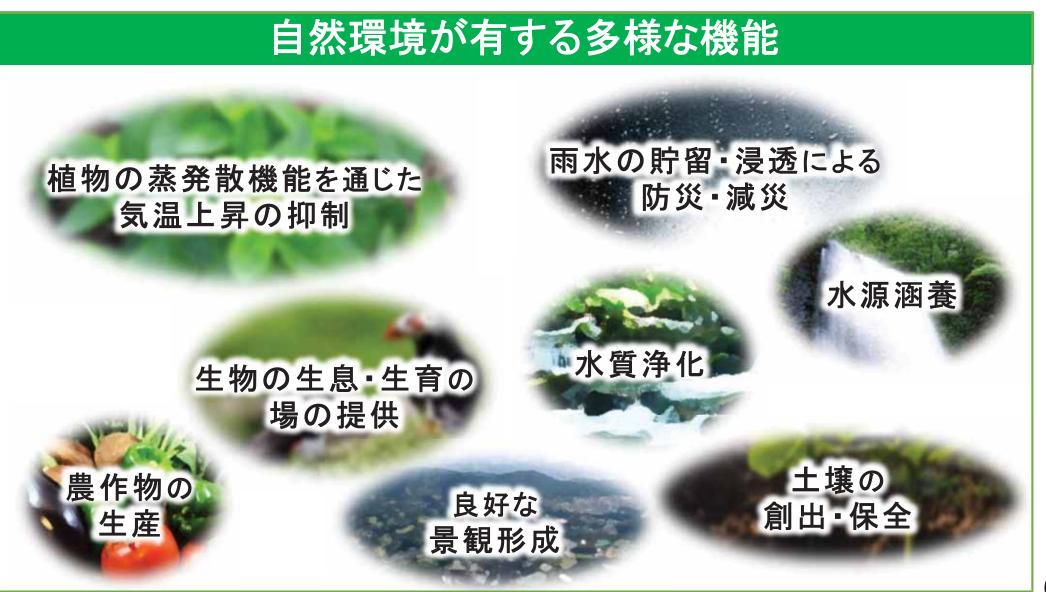
### 特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律(流域治水関連法) 🔮 国土交通省



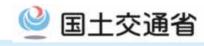


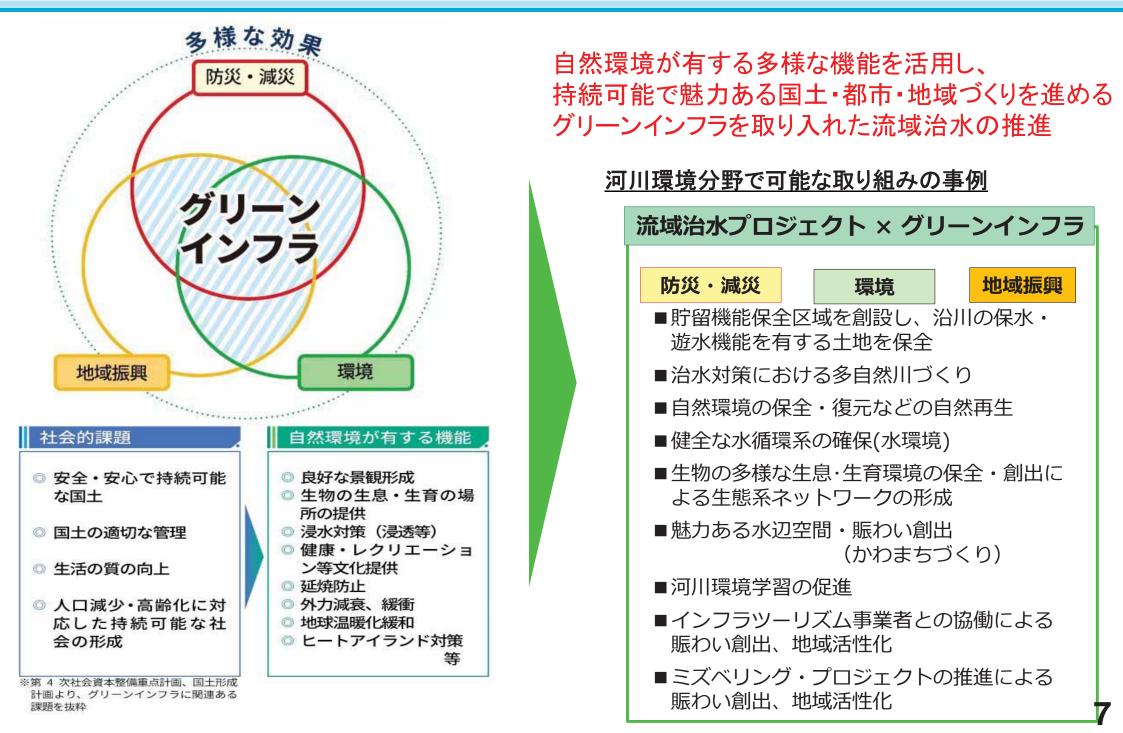


#### グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境 が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組 国土形成計画 (平成27年8月閣議決定)



### グリーンインフラを取り入れた流域治水





### 流域治水×グリーンインフラ 河川環境分野の取り組み



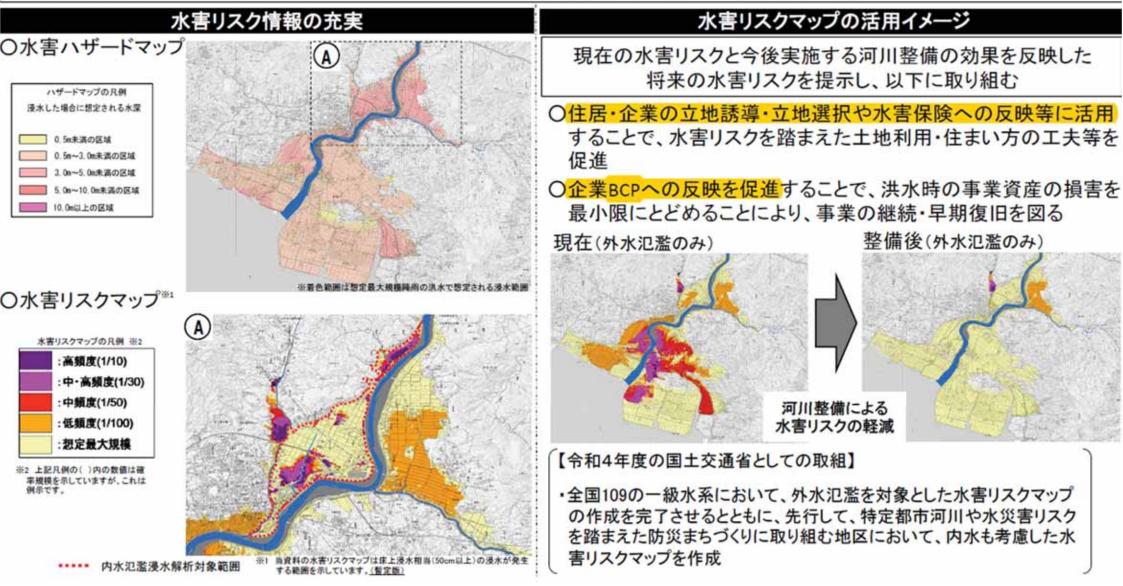


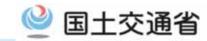
# 水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

○ 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑 かつ迅速な避難確保等を促進。

国土交通省

○ 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」 を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。





#### <基本的考え方と方向性>

● 流域治水対策は、地域住民の命と暮らしを守るためのものであり、地域住民の意見、参加により、対策を 進めて行きます。

● <u>流域治水協議会において「住民参加」を議題</u>として取り扱い、<u>具体の参加方法を議論していきます</u>。

● <u>当面は、流域治水に対する理解促進が必要</u>であり、既存の講習会(マイタイムラインの講習会等)、地域防災訓練、協同巡視、見学会等の既存のイベントを実施し、流域治水への理解を深めてもらうとともに、その 中での意見交換の実施等をもって、住民参加の取組として扱っていきます。





<地域イベントにおける流域治水の広報>

<広報誌による治水への理解醸成>